

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年11月13日（令和5年（行情）諮問第1023号）及び令和6年1月11日（令和6年（行情）諮問第24号）

答申日：令和6年10月25日（令和6年度（行情）答申第528号及び同第529号）

事件名：「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針（案）」等の一部開示決定に関する件
「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針（案）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書1」という。）及び別紙3に掲げる48文書（以下、順に「文書4」ないし「文書51」といい、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月25日付け府政土第218号及び同年9月29日付け府政土第236号により内閣府政策統括官（重要土地担当）（以下「内閣府政策統括官（重要土地担当）」又は「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1の関係

ア 紙媒体についても特定を求める。

紙媒体が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

ウ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

（2）原処分2の関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める次第である。

ウ 電磁的記録の特定を求める。

電磁的記録についても存在すれば、その特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

令和5年8月12日付け及び同年10月13日付けで提起された処分庁による原処分に対する各審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

1 本件各審査請求の趣旨及び理由について

（1）審査請求の趣旨

ア 原処分1の関係

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分1を行ったところ、審査請求人から、「紙媒体についても特定を求める」、「一部に対する不開示決定の取り消し」、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」として、原処分1の取り消しを求める審査請求が提起されたものである。

イ 原処分2の関係

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分2を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し」、「他に文書がないか確認を求める」、「電磁的記録の特定を求める」として、原処分2の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

（2）各審査請求の理由

上記第2の2のとおり。

2 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁においては、法11条を適用し、「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分」として、本件対象文書1を特定し、その一部を不開示とする原処分1をした上で、「残りの部分」として、本件対象文書2を特定し、別表のとおり、その一部を不開示する原処分2を行った。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

本件開示請求は、行政文書ファイル「基本方針（令和4年度）」に綴られた文書の開示を求めるものであるが、当該行政文書ファイルについては、行政文書ファイル管理簿に、媒体の種別を「電子」、保存場所を「共有フォルダ」と登録した上で、処分庁が管理しているものである。

処分庁においては、本件開示請求を受けて、行政文書ファイル「基本方針（令和4年度）」に保存されている全ての行政文書を本件開示請求の対象文書として特定した。

念のため、原処分2に対する審査請求を受けて、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内について探索したが、本件対象文書以外の文書の存在は一切確認されなかった。

審査請求人は、本件対象文書1について、「紙媒体が存在すれば、それについても特定を求める」として、本件対象文書1の紙媒体の特定を求めているが、本件対象文書1は、職員が電子的に作成・取得したものであって、その保管については、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、電磁的記録のみで保有しており、紙媒体は保有していない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 原処分1の関係

処分庁においては、本件対象文書1について、法5条該当性を十分に検討した上で、文書1のうち行政機関の直通番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号に該当すると判断し、不開示とした。

イ 原処分2の関係

(ア) 行政機関の部署名について

当該箇所に記載されている部署名については、これを公にすることにより、公安調査庁の調査体制の一端が公となるため、当該行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号柱書に該当するため不開示とした。

(イ) 行政機関の直通番号及びメールアドレスについて

当該箇所に記載されている行政機関の直通番号及びメールアドレスについては、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、業務上必要な連携や国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書に該当するため不開示とした。

(ウ) 質問内容及び回答について

当該箇所に記載されている質問内容及び回答については、協議を行う段階の事案に関するものであり、公にすることにより、他国との信頼関係及び交渉上の関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号の付言において、「法11条の文言及び立法経過によれば、当初の決定において、ある程度まとまった量の文書について、できるだけ全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることが想定されていると解される。請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは規定の趣旨からすれば望ましいものではない。」と指摘されたことを踏まえ、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めているが、処分庁においては、本件開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことはもとより、請求日から60日以内に本件開示請求に該当する行政文書の全部について一括して開示決定等を行うことも困難であると判断し、法11条に基づき、本件開示請求に係る開示決定等の期限の延長をしたものであり、その判断は妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件各審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月13日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1023号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年11月24日 審議（同上）
- ④ 令和6年1月11日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第24号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

- ⑥ 同月 26 日 審議（同上）
- ⑦ 同年 9 月 13 日 本件対象文書の見分及び審議（令和 5 年（行情）諮問第 1023 号及び令和 6 年（行情）諮問第 24 号）
- ⑧ 同年 10 月 18 日 令和 5 年（行情）諮問第 1023 号及び令和 6 年（行情）諮問第 24 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件請求文書について、処分庁において、法 11 条の規定を適用した上で、相当の部分として本件対象文書 1 を特定し、その一部を法 5 条 6 号に該当するとして不開示とする原処分 1 を行い、残りの部分として本件対象文書 2 を特定した上で、その一部を同条 3 号、4 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分 2 を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の特定及び不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、上記第 3 の 3 (1) において、行政文書ファイル「基本方針（令和 4 年度）」については、行政文書ファイル管理簿に、媒体の種別を「電子」、保存場所を「共有フォルダ」と登録した上で、処分庁が管理しているものである旨説明するので、当審査会事務局職員をして、当該行政文書ファイルについて、e-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、当該行政文書ファイルの「媒体の種別」欄に「電子」、「保存場所」欄に「共有フォルダ」と記載されており、諮問庁の上記の説明に符合することが認められる。

そうすると、本件対象文書 1 は、職員が電子的に作成・取得したものであって、その保管については、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、電磁的記録のみで保有しており、紙媒体は保有していない旨の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

- (2) 諮問庁は、上記第 3 の 3 (1) において、処分庁が管理している行政文書ファイル「基本方針（令和 4 年度）」に保存されている全ての行政文書を本件対象文書として特定した旨説明するところ、この諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他に本件請求文書に該当する文

書の存在をうかがわせる事情も認められない。

- (3) なお、審査請求人は、原処分2に対する審査請求書において、「電磁的記録についても存在すれば、その特定を求める。」として、本件対象文書2の電磁的記録の特定を求めているが、当審査会において原処分2に係る諮問書に添付された行政文書開示等決定通知書を確認したところ、行政文書の種類・数量等として「電磁的記録48ファイル」と記載されており、原処分2において、本件対象文書2の電磁的記録は特定されていると認められる。
- (4) 上記第3の3(1)において諮問庁が説明する本件請求文書の探索の範囲等について特段の問題があるとは認められない。
- (5) 以上によれば、内閣府政策統括官(重要土地担当)において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分は、行政機関の直通番号の一部及びメールアドレスの全部、行政機関の部署名の一部並びに「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針(案)(以下「基本方針(案)」という。)に対する質問・意見」の質問の内容及び回答の一部であると認められる。
- (2) 不開示部分のうち行政機関の直通番号及びメールアドレスについて
ア 当審査会事務局職員をして、標記の直通番号及びメールアドレスについて、諮問庁に確認させたところ、一般に公表されていない直通番号及びメールアドレスであるとのことであり、この諮問庁の説明(下記イで検討する林野庁特定部特定課の担当者の直通番号を除く。)は、これを覆すに足りる事情は認められない。
そうすると、標記不開示部分のうち下記イで検討する部分を除く部分は、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、業務上必要な連携や国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。
イ しかしながら、当審査会事務局職員をして林野庁ウェブサイトを確認させたところ、不開示となっている別紙4(2)記載の林野庁特定部特定課の担当者の直通番号は、同ウェブサイトで公表されていると認められる。

したがって、当該直通番号は、これを公にしても、いたずらや偽計等に使用され、業務上必要な連携や国の機関が必要とする緊急の連

絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(3) 不開示部分のうち行政機関の部署名について

ア 当審査会事務局職員をして、標記の不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

公安調査庁に当該部署が配置されていること及び当該部署が当該基本方針案に対応している部署であることは公にされておらず、開示した場合に公安調査庁の調査体制の一端が公になるものといえると考ええる。

イ これを検討すると、当該不開示部分を公にしても、基本方針（案）についての各省庁協議の際に質問等をした公安調査庁の部署名が明らかになるにすぎず、開示されている当該部署の質問等及び回答内容に照らしても、公安調査庁の調査体制の一端が公になるとは認められないことから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、当該行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 不開示部分のうち「基本方針（案）に対する質問・意見」の質問の内容及び回答について

ア 当審査会事務局職員をして、標記の不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分は我が国政府部内の協議・対処方針の検討に関する記述、又は検討の内容を示唆する記述であって、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当する。

イ これを検討すると、当該不開示部分は、基本方針（案）に対する外務省の質問の内容及びそれに対する内閣府政策統括官（重要土地担当）の回答であり、その記載内容に照らせば、これを公にすると、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあることは、否定できない。

したがって、当該不開示部分を公にすると、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上の不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5

条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、内閣府政策統括官（重要土地担当）において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙4に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙4に掲げる部分は、同条4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙1 本件請求文書

行政文書ファイル「基本方針（令和4年度）」に綴られた文書の全て。

別紙2 原処分1で特定した文書（本件対象文書1）

文書1 00__事務連絡（基本方針）

文書2 01__重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針（案）

文書3 02__【様式】事前協議（基本方針案）質問・意見

別紙3 原処分2で特定した文書（本件対象文書2）

- 文書4 概要__基本方針
- 文書5 確定版 基本方針
- 文書6 確定版 基本方針
- 文書7 01 修正起案（インデント等修正）01 閣議決定案
- 文書8 01 修正起案（インデント等修正）01 閣議決定案
- 文書9 02 修正起案 220915 ●最新版 02 別紙（本体__基本方針）
- 文書10 02 修正起案 220915 ●最新版 02 別紙（本体__基本方針）
- 文書11 閣議決定__基本方針
- 文書12 01 閣議決定案__基本方針
- 文書13 02 概要
- 文書14 01 閣議決定案__基本方針_修正
- 文書15 02 概要
- 文書16 02__新旧対照表
- 文書17 【内閣府回答】事前協議（基本方針案）質問・意見
- 文書18 【内閣府回答】事前協議（基本方針案）質問・意見
- 文書19 【内閣府回答】事前協議（基本方針案）質問・意見
- 文書20 【内閣府回答】事前協議（基本方針案）質問・意見
- 文書21 （再質問）【内閣府回答】事前協議（基本方針案）質問・意見
- 文書22 （再質問）【内閣府回答】事前協議（基本方針案）質問・意見
- 文書23 00__事務連絡（基本方針）
- 文書24 01__重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針（案）
- 文書25 02__新旧対照表
- 文書26 03__【様式】各省協議（基本方針案）質問・意見
- 文書27 01 意見募集要領04
- 文書28 02 意見提出用紙__基本方針案
- 文書29 03（0722修正反映）03 意見提出用紙__政令案
- 文書30 04（0722修正反映）04 意見提出用紙__内閣府令案
- 文書31 05 220721 統括官了【溶け込み版】基本方針（案）
- 文書32 06 案文（施行令）パブコメ用
- 文書33 07 案文（施行規則）パブコメ用
- 文書34 案1 01-1 規制の事前評価書
- 文書35 基本方針（案）
- 文書36 00 【様式】03（案件ID記入済）220725重要土地担

当

文書37 m-01 (規制の事前評価書)
文書38 s-01 (意見募集要領)
文書39 s-02 (意見提出用紙_基本方針案)
文書40 s-03 (意見提出用紙_政令案)
文書41 s-04 (意見提出用紙_内閣府令案)
文書42 s-05 (基本方針案)
文書43 s-06 (政令案)
文書44 s-07 (内閣府令案)
文書45 00 【様式】03 220901 重要土地担当
文書46 220916 確定版 結果の公示
文書47 220916 結果の公示
文書48 縦覧用
文書49 縦覧用__墨消し反映
文書50 01 基本方針案について (沖縄県)
文書51 02 220916 沖縄県あて郵送

別紙4 開示すべき部分

- (1) 文書19の行政機関の部署名
- (2) 文書20及び文書22の各番号3, 番号4及び番号6の担当者欄に記載された直通番号

別表 原処分2に係る不開示部分と不開示理由

行政文書の名称等	不開示とした場所	不開示理由
<p>文書17 【内閣府回答】 事前協議（基本方針案）質問・意見</p>	<p>質問内容欄，回答欄，行政機関の直通番号及びメールアドレス</p>	<p>質問内容及び回答については，公にすることにより，他国との信頼関係及び交渉上の関係を損なうおそれがあることから法5条3号に該当。</p> <p>行政機関の直通番号及びメールアドレスについては，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当。</p>
<p>文書18 【内閣府回答】 事前協議（基本方針案）質問・意見</p>	<p>行政機関の直通番号及びメールアドレス</p>	<p>国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当。</p>
<p>文書19 【内閣府回答】 事前協議（基本方針案）質問・意見</p>	<p>行政機関の部署名，直通番号及びメールアドレス</p>	<p>部署名について，当該箇所を公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条4号及び6号柱書きに該当。</p> <p>行政機関の直通番号及びメールアドレスについて，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当。</p>
<p>文書20 【内閣府回答】 事前協議（基本方針案）質問・</p>	<p>行政機関の直通番号及びメールアドレス</p>	<p>国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5</p>

意見		条6号柱書きに該当。
文書21 (再質問)【内閣府回答】事前協議(基本方針案)質問・意見	行政機関のメールアドレス	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書22 (再質問)【内閣府回答】事前協議(基本方針案)質問・意見	行政機関の直通番号及びメールアドレス	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書23 00_事務連絡(基本方針)	行政機関の直通番号及びメールアドレス	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書36 00【様式】03(案件ID記入済)220725重要土地担当	行政機関の直通番号及びメールアドレス	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書45 00【様式】03220901重要土地担当	行政機関の直通番号及びメールアドレス	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。